

在日米軍従業員の労務問題について

昭和52年12月22日

外務省・防衛施設庁

在日米軍従業員の労務問題に関し、昭和52年(1977年)12月22日の第380回日米合同委員会において次のように合意された。

在日米軍従業員の雇用の安定は、これら従業員の雇用に係る経費の増大に伴う財政上の困難によって影響を受けてきているところ、かかる雇用の安定を確保するために、

1. 日本政府は、所要の予算について国会の承認を得られることを条件として、昭和53年(1978年)4月1日以降に発生する次の経費を負担することに同意する。

- (1) 法定福利費
- (2) 任意福利費
- (3) 管理費

2. 米国政府は、従業員の福祉に十分な考慮を払って、現行の賃金あるいは他の労働条件を切り下げることなく、昭和52年度(1977年度)の在日米軍従業員の給与改定が国家公務員と同時同率で円滑に実施されることにつき日本政府に同意する。

良好な労務関係維持のため、米国政府は、将来在日米軍従業員の給与改定を右と同様の考慮を払って実施するよう努力することにつき日本政府に同意する。

3. 懸案となっている問題の解決を達成するために、在日米軍及び防衛施設庁は、以下につき引き続き検討を行う。

- (1) 所要の日本の法令を基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約に織り込むべしとの日本側提案について
- (2) 業務を民間契約業者に切り替えることを必要とするような事態が生じた場合における事前の協議方法について
- (3) 有意義な労務政策策定のために要望される長期的雇用計画の作成の可能性について